

綾瀬市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

1 条例制定の理由

犯罪被害者は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等の被害（二次被害）にも苦しめられます。

犯罪被害者等を支える社会の構築には、行政だけでなく、市民や事業者等を含めた社会全体での取組が不可欠であり、地域全体で共通認識を持ちながら犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進することが重要です。

このため、本市としての支援を行う目的や基本理念、施策、行政・市民・事業者等の責務などを明確化することで、犯罪被害者等支援に係る市民の理解を深めるとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進するため、条例を制定するものであります。

2 条例の骨子

(1) 目的

被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(2) 定義

用語の意義を定める。

(3) 基本理念

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定める。

(4) 市の責務

支援の施策を策定し、実施するものとする。

(5) 市民等の責務

犯罪被害者等を地域で孤立させないように努める。

(6) 事業者の責務

犯罪被害者等のための施策に協力するよう努める。

(7) 相談及び情報の提供等

市は支援を総合的に行うための窓口を設置する。

(8) 犯罪被害者等への支援

市は犯罪被害者支援の施策を行う。

(9) 市内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援

住所を有する地方公共団体と連携協力して、支援を行う。

(10) 人材の育成

市は人材を育成するための研修その他必要な施策を講ずる。

(11) 民間支援団体への支援

市は情報の提供その他必要な支援を行う。

(12) 市民等への啓発活動等

市は啓発活動その他必要な措置を講ずる。

(13) 支援を行わないことができる場合

社会通念上適切でないと認められる場合は支援を行わない。

(14) 意見の反映

関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努める。

(15) 委任

必要な事項は市長が定める。

3 施行日

令和7年4月1日